

【J】令和6年度「競技団体等ガバナンス強化事業」

実施要項

1 目的

スポーツの価値を棄損しかねない不祥事の発生を防ぎ、スポーツの価値を一層高めていくためスポーツの普及・振興の重要な担い手となっている県スポーツ協会加盟団体・準加盟団体の適正なガバナンスを確保する。

2 補助対象者

県スポーツ協会加盟団体・準加盟団体（学校体育団体を除く）
（競技団体48団体、地域スポーツ団体40団体）

3 補助対象事業

県スポーツ協会加盟団体・準加盟団体のガバナンス強化などを目的とした組織整備や活動等

- 例：ガバナンスに関する研修会への派遣、役員や傘下の団体などに周知を図る研修会等
ガバナンスに関する専門家の招聘する研修会や専門家に依頼する監査等
ガバナンスに基づいて実施される大会や運動教室（練習会）、指導者養成講習会などの活動等

4 指定期間

令和6年4月1日から令和7年3月末まで

5 補助額

事務局で精査のうえ、決定する。

6 補助対象経費

賃金、謝金、旅費（交通費・宿泊費）、需用費、役務費、使用料及び賃借料、その他事業に必要な経費

7 各競技団体への補助金の交付決定及び通知について

公益財団法人福岡県スポーツ協会補助金交付要綱による。

8 留意事項

- (1) 活動を伴う事業実施する場合は、事業前に必ずスポーツ傷害保険に加入すること。
なお、その場合は、報告の際に、スポーツ傷害保険証書（証書写しでも可）を提出すること。
- (2) 申請書を事業開始1ヶ月前に提出すること。
- (3) 報告については、領収書の原本を提出すること。
- (4) 押印の取扱いについて、様式27「補助金交付申請書」は、「署名又は記名押印」、様式28-3「謝金領収書」、様式28-4「交通費支払調書」は、「署名又は押印」で事務処理し、様式28「補助金実績報告書」は、公印（押印）不要で事務処理すること。
- (5) 県スポーツ協会加盟の48の競技団体は、各種書類提出の際にチェックリスト（※別途提示）も併せて提出すること。
- (6) 県スポーツ協会加盟の48の競技団体は、会計処理に関する実地検査（会計士等）を受けること。
※令和6年度より新たに実地検査を受検することが本事業及び競技力向上等の各種補助金の交付要件となる。
※会計士等による実地検査に係る費用は、福岡県スポーツ協会が負担する。また、実地検査の日程については福岡県スポーツ協会が調整後に競技団体へ連絡することとする。